

事前評価調書

I 事業概要					
事業名	農業農村整備事業（震災対策農業水利施設整備事業）				
地区名	愛知東浦地区				
事業箇所	東海市、大府市、知多郡東浦町				
事業のあらまし	<p>本地区は、知多半島中央に位置する県内有数の農業地域で、本事業で改修する愛知用水東浦支線は、用水を供給する幹線水路である。</p> <p>本地域は東海地震に係る地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域に指定されており、また、東日本大震災で農業用ダムが決壊し甚大な被害が生じた例もあり、震災への不安が高まっている。</p> <p>平成25年度までに行われた耐震点検により用水路の耐震性の不足が判明したことから、用水路を補強し、大規模地震による被害を未然に防止する。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>用水路の損壊による農地等の被害を未然に防止し、農業経営の安定を図る。</p>				
事業費	事業費		内訳		
	622百万円		■工事費 581百万円、□用補費 一百万円、■その他 41百万円		
事業期間	採択予定年度	平成26年度	着工予定年度	平成27年度	完成予定年度 平成29年度
事業内容	用水路工 L = 1.03km				
II 評価					
①事業の必要性	1) 必要性	<p>東浦支線は、県営かんがい排水事業東浦支線地区（昭和46～58年度）等により整備されたが、宅地等が介在する一部区間において、大規模地震時に損壊し、家屋等一般資産への被害が想定される箇所がある。</p> <p>このため、用水路を補強することにより、用水路の損壊による被害を未然に防止し、農業経営の安定を図る必要がある。</p>			
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。		
		B	B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。		
【理由】	<p>本地域は、東海地震に係る地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域に指定されており、また、南海トラフにおけるM8～9クラスの大規模地震が今後30年以内に70%程度の確率で発生するとされていることから、速やかに用水路を補強する必要がある。</p>				

②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用水路工</td> <td></td> <td>←→</td> <td>←→</td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（百万円）</td> <td colspan="4">622</td> </tr> </tbody> </table>						H26	H27	H28	H29	工種 区分	調査・設計	←→				工事					用水路工		←→	←→	←→				←→		事業費（百万円）		622			
			H26	H27	H28	H29																																
	工種 区分	調査・設計	←→																																			
工事																																						
用水路工			←→	←→	←→																																	
				←→																																		
事業費（百万円）		622																																				
2) 地元の合意形成	本地区は、土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成が図られている。																																					
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																																				
	【理由】	事業計画に無理がなく地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。																																				
Ⅲ 対応方針																																						
事業実施	事業実施が妥当である。： 上記①、②の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。																																					
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容																																						
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・ 事業完了後5年間に実際に発生した地震（震度5弱以上）に対する管水路への影響状況（漏水等）																																						